

特定化学物質規制への取り組み

27

■ 特定化学物質規制への取り組み EU(欧洲連合)「RoHS指令」の概要

ねらい

製品廃棄時の有害物質による
環境汚染を抑制

要求事項

製品への下記6有害物質の含有禁止

対象物質

①鉛 ②水銀 ③カドミウム ④六価クロム
特定臭素系難燃剤(⑤PBB ⑥PBDE)

対象品目

電気・電子機器のほぼすべての品目
(94品目・適用除外品あり)

適用時期

2006年7月1日から

28

■特定化学物質規制への取り組み

JGPSSIの活動概要(1)

■自社の製品をグリーンにするためには、グリーン設計と共に、
グリーンな部品・材料を使用するグリーン調達が必須

●特定の化学物質の使用を制限する法規制が各国で議論・成立
対応必須

●2000年頃までは、グリーン調達基準が
各社でバラバラ(対象物質の不統一、フォーマットの不統一)
依頼側：時間がかかる、精度に問題
回答側：負荷过大

サプライチェーンにおけるグリーン調達調査を共通化

- 2001年1月グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI)を発足
- 2002年4月から事務局をJEITA環境・安全部に委託
- 2005年現在82社、5団体の参加

29

■特定化学物質規制への取り組み

JGPSSIの活動概要(2)

■化学物質リストとフォーマットの統一
管理24物質の含有量管理

■調査した結果の信頼性を高める(担保する)仕組みが必要
環境管理システム(製品含有化学物質管理システム)

今後の取組

1. 調査を効率的に進めるためには、世界標準が必要
 - (1)IECTでのTC111における議論に関与
 - (2)JGPSSI/EIA/EICTAでJIG(3極ガイドライン)をデファクトスタンダードとして運用する
2. 調査回答の信頼性を高めることが必要
 - (1)製品含有化学物質のマネジメントがサプライヤーの必須条件
 - (2)製品含有化学物質管理ガイドラインの世界共通化

30

4 特定化学物質規制への取り組み

日本の特定化学物質表示制度「J-Moss」の概要

■ 欧州「RoHS指令」と同等の制度を業界として要望

- 1) 部品・部材の調達先への含有物質の情報開示要求に
取り所を与え、開示を促進する
- 2) RoHSに対応していないメーカーの製品との
差別化が図れるなどの利点がある

■ 日本の法制度を勘案した結果

製品に含有される特定化学物質の含有表示を義務づける
方向で制度化を検討中(産構審で審議中)

- 対象製品は、まず下記を検討中(拡大も視野)
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコン、電子レンジ、衣類乾燥機
- 対象物質はRoHS対象6物質
鉛、カドミウム、水銀、6価クロム、PBB、PBDEからスタート
- 国境、適用除外等もRoHS同等を志向

31

4 特定化学物質規制への取り組み

日本の特定化学物質表示制度「J-Moss」の概要

JIS (運用規程)

法令 (義務付け)

	JIS (運用規程)	法令 (義務付け)
6物質 含有あり	表示(マーク) 	マーク表示と情報開示の義務付け 含有はマークで表示 運用規程(具体的な内容は)JISによる
6物質 含有なし	マークを参考として記載 附属書4(参考) 	任意表示 JISで決めておく必要あり 1. 消費者・リサイクラー向け 2. 対象製品以外にも付けられる

32